

小郡市人権週間記念講演会

毎年、12月4日～10日は人権週間です。さまざまな人権問題に対する正しい知識と認識を深めるとともに、人権意識の高揚を図ることを目的に人権講演会を開催します。

テーマ マスコミと人権

おおたにあきひろ
講師 **大谷昭宏さん**
 (ジャーナリスト)



読売新聞社会部記者として、朝刊社会面コラム「窓」欄を7年にわたり担当。

退社後は大阪に個人事務所を設立し、ジャーナリズム活動が続ける一方、コメンテーターとして複数のテレビ番組に出演中。

日時 **12月6日** 土

開会 午後1時30分～

人権講演会に先立ち、市内の小中学校の児童・生徒による人権作文の朗読が行われます。小郡っ子の思いをぜひお聴きください。

講演会 午後2時～

会場 文化会館大ホール

入場無料

※手話通訳・要約筆記あり

※託児あり。希望者は12月3日までに申込み

託児申込・問合せ先 人権・同和対策課 ☎72-2111 内線432

特設人権相談

人権問題についての悩みや疑問に、人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は堅く守られます。一人で悩まずお気軽にご相談ください。原則毎月第3金曜日の午前10時～午後3時に行っていますが、12月は次の日程で行います。

●日時 12月5日(金) / 午前10時～午後3時

●会場 人権教育啓発センター

※人権教育啓発センター職員による人権相談も随時行っています

●問合せ先 人権教育啓発センター ☎80-1080

平成26年度人権講演会

「拉致問題を考えるみんなの集い」

●日時 12月11日(木) / 午後2時～4時

●会場 アクロス福岡イベントホール
 (福岡市中央区天神1丁目1-1)

●入場料 無料(定員800人、先着順)

●内容 飯塚繁雄さん(拉致被害者田口八重子さんの兄)による講演「ブルーリボンに願いをこめて」

※手話通訳、要約筆記あり

●主催 福岡法務局・福岡県・福岡市・福岡県人権擁護委員連合会

●問合せ先 県保護・援護課 ☎092-643-3301

第66回人権週間

～県内一斉無料電話相談～

福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、人権週間活動の一つとして、県内一斉無料電話相談を実施します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがありましたら、一人で悩まずお電話ください。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

●日時 12月6日(土)

午前9時～午後5時

●電話番号

フリーダイヤル 0120-307-405
 (携帯電話・PHSからも利用できます)

●問合せ先 福岡法務局久留米支局
 (担当：白拍子・福岡)
 ☎39-2121



12月3日から9日は障害者週間です

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。

障害者の尊厳を守るために 障害者虐待防止法について

「障害者虐待防止法」とは？

障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)は、障害者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた人に対する保護や自立の支援および養護者に対する支援などを行うことにより、障害のある人の権利利益を擁護することを目的としています。

障害者に対する虐待はその尊厳を傷つけるものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

3つの障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待が起こる場所や誰が虐待するかにより3つの種類に分けています。

養護者による障害者虐待

身辺の世話や金銭管理を行っている障害者の家族、親族、同居人などによる虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設」や「障害福祉サービス事業」に関する業務に従事する者による虐待

使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主や経営担当者などによる虐待

このような行為は虐待です

- 身体的虐待** 暴力、体罰により身体に傷、あざ、痛みを与える行為
身体を縛る、過剰な投薬などの身体抑制行為
- 性的虐待** 性的な行為やその強要(表面上同意しているようにみせかけることを含む)
- 心理的虐待** どなる、ののしる、侮辱、無視、嫌がらせなどにより精神的苦痛を与える行為
- 放棄・放任** 食事や排せつ、入浴、洗濯などの身辺の世話・介護等をせず、障害者の心身を悪化させること
- 経済的虐待** 本人の同意なしに(あるいはだまして)財産や年金、賃金などを使用、運用すること
また、本人に理由なく金銭を与えないこと

虐待を防止するために

障害者虐待の防止において重要なことは、未然に防ぐことです。市では、障害者虐待に関する広報・啓発活動を行うとともに、養護者の介護負担軽減となるよう相談やアドバイスなどの支援を行っています。また、虐待の早期発見につながるよう関係者・関係機関からの通報を受ける体制整備に努めています。

障害者虐待専用電話

☎72-2125

(受付 平日午前8時30分～午後5時)

虐待では?と思ったら
まずは通報ください。
虐待に関する相談も受け付けています。
通報者の秘密は守られます。

●問合せ先 福祉課障害者福祉係☎72-2111内線532